

鳥取県キャラクター「トリピー」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県キャラクター「トリピー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめトリピー使用申込書を提出し、鳥取県文化観光スポーツ局観光戦略課長（以下「観光戦略課長」という。）の承諾を得なければならない。

(使用承諾)

第3条 観光戦略課長は、前条の規程による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

- (1) 鳥取県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、観光戦略課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は借受人が負担することとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、観光戦略課が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、観光戦略課長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニング

を行い、原状に復さなければならない。

前項の規定に関わらず、観光戦略課長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、観光戦略課長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、観光戦略課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月29日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月9日より施行する。